

## 公 告

分任契約担当官  
自衛隊阪神病院  
会計課長 横地 康弘

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
3RW410100060	3RW11AG0003 0001		212030
品名 または 件名			
川西（5）病院施設清掃業務			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
1.00	ST		
納地または工事場所		引渡場所	
自衛隊阪神病院		阪神病	
搬入場所		納期または工期	
総務部管理課営繕班		令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）	

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」及び「駐屯地用標準契約書」は、自衛隊阪神病院Webサイトのサブメニューにある【入札・調達情報】のリンク先 (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/hosp/fin.html>) 内及び自衛隊阪神病院会計課事務室に掲示する。

なお、会計課事務室にて閲覧する場合は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く日の、08時30分から17時00分までとする。

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和5年2月27日（月）13時30分 自衛隊阪神病院厚生棟会議室C

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙による。

## 8 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

## (1) 入札・契約手続きに関する事項

〒666-0024 兵庫県川西市久代4丁目1番50号

自衛隊阪神病院 総務部会計課契約班 担当：横地

TEL：072-782-0001 内線(5050) FAX：072-759-7047 (直通)

MAIL：fin-hanshin-hosp-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

## (2) 仕様書に関する事項

自衛隊阪神病院 総務部管理課営繕班 担当：渡邊

072-782-0001 内線(5061)

## 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (5) 「入札及び契約心得」に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (6) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から陸幕会第 1147 号（27.12.2）「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとするものでないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (10) 令和 04・05・06 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、D 等級以上に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者。
- (11) （一財）医療関連サービス振興会の「医療関連サービス制度」における「院内清掃業務」に関する「医療関連サービス認定証」を有するもの

## 2 現場の確認及び仕様書の内容の説明

説明会等、入札参加希望者等が一同に会する形式での説明は実施しない。

現場の確認、仕様書の内容の説明を希望するものは、公告本文第 3 項に示す期間中、公告本文第 8 項第 2 号に示す問い合わせ先まで連絡の上、個別に日程調整をするものとする。

## 3 入札に先立ち提出する資料等

- (1) 入札に参加を希望するものは、下記に示す期日までに、付紙「入札受付票」に必要事項を記入して提出すること。  
**提出期限：令和 5 年 2 月 24 日（金）17 時 00 分**
- (2) 入札に参加を希望する者は、入札執行の日時までに、競争参加資格の確認を行うことができる資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- (3) 入札に参加を希望する者は、入札執行の日時までに、「医療関連サービス認定証」の写しを提出すること。
- (4) 前各号に示す資料等の提出要領は、FAX 又はメールを可とする。

## 4 入札関係資料等の配布

下記に示す期間、希望するものには「入札書（白紙）」「市場価格調査書（白紙）」「入札受付票」「仕様書」等を自衛隊阪神病院会計課契約班窓口において配布する。また、前項に示す入札受付票を提出したもののうち希望する者には記載された連絡先に対して希望するデータをメールで送付する。その他、各種様式のデータは公告本文第 3 項に示す Web サイトに掲載しているので必要に応じてダウンロードすること。

公告掲載の日～令和 5 年 2 月 24 日（金）の 08 時 30 分から 17 時 00 分（行政機関の休日を除く。）

## 5 保証金及び違約金

### (1) 入札保証金

公告本文第 5 項のとおり。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。

### (2) 契約保証金

公告本文第 5 項のとおり。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を違約金として徴収する。

## 6 落札決定方式等

- (1) 落札決定方式は公告本文第 6 項のとおり。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること（税抜き金額を記載すること）。
- なお、落札者は、入札額の内訳を提出することとし、落札決定後速やかに積算内訳書を提出して下さい。
- (3) 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。郵便による入札がない場合は当日速やかに実施し、郵便による入札がある場合は再度入札の日時を別途連絡する。
- (4) 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 前号による場合で同価の入札者があったときは、直ちにくじにより落札者を決定する。この場合、入札者がくじを引かないときは、入札に関係ない職員が代わってくじを引き落札者を決定する。
- (6) 本委任業務の入札に係る落札及び契約締結は、本委任業務に係る令和 5 年度予算が成立することを条件とする。

## 7 入札の無効

- (1) 第 1 項及び公告本文第 2 項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 電報・電話・FAX 及び電子データ（メール等）により実施された入札
- (5) 入札者が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合、当該入札者が実施した入札

## 8 契約書の作成

- (1) 全般
- 落札者が契約担当官から交付された契約書案に記名押印して契約担当官に提出し、契約担当官が記名押印して契約締結とする。
- (2) 落札者の提出
- ア 提出期限
- 原則、落札決定の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日を除く。）とする。ただし、契約担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。
- イ 提出方法
- 陸上自衛隊川西駐屯地に持参又は郵送すること（公告本文第 8 項第 1 号宛）。
- ウ 契約書の作成（契約締結）時期
- 令和 5 年 4 月 1 日（上記第 6 項第 6 号に該当しない場合、別示）
- エ 様式及び特約条項
- 駐屯地用標準契約書の「役務請負契約条項」「談合等の不正行為に関する特約条項」「暴力団排除に関する特約条項」「部分払に関する特約条項」を適用し作成する。

## 9 郵便による入札

- (1) 新型コロナウイルス感染防止の観点から郵便入札にご協力をお願い致します。
- (2) 郵便による入札については、下記期日までに公告本文第 8 項第 1 号に示す担当者到着分までを有効とする。なお、事前に付紙「入札受付票」又は電話・FAX・メール等により公告本文第 8 項第 1 号に示す担当者へ郵便入札の申し出を行うとともに、必ず便着の確認をすること。

### 郵便による入札の到着期限：令和 5 年 2 月 24 日（金）17 時 00 分

- (3) 再度入札を郵便により入札しようとする場合の到着期限は、再度入札の日時と共に連絡する。

## 10 その他

- (1) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。
- (2) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。（FAX 不可）
- (3) **市場価格調査にご協力をお願いします。** 提出は FAX・メール等任意の要領でお願いします。
- (4) 令和 3 年 4 月 1 日以降、契約書以外の書類は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入していただくことで押印省略をすることが可能になっております。詳しくは公告本文第 3 項に示す Web サイトの「おしらせ」内にて確認をお願いします。
- (5) 契約事務手続きに使用する委任状や入札書、納品書等の各種種様式及び「入札及び契約心得」、「駐屯地用標準契約書」等は自衛隊阪神病院 Web サイトのサブメニューにある【入札・調達情報】のリンク先内に掲載しているので、必要に応じてダウンロードをお願いします。

## 入 札 受 付 票

入札件名	川西（5）病院施設清掃業務	入札日時	令和5年2月27日（月）13時30分
------	---------------	------	--------------------

入札参加希望者記入欄	住 所
	会 社 名
	責任者（役職・氏名等）
	担当者（役職・氏名等）
	TEL :
	FAX :
	E-MAIL :
	※名刺を頂戴することで、上記の記載を省略することができます。
	「入札書（白紙）」「価格調査書（白紙）」「入札受付票」「仕様書」等の送付について、希望するものに✓を付けてください。
	<input type="checkbox"/> 上記アドレスに送付を希望する <input type="checkbox"/> 不要
入札の参加方法として予定しているものに✓を付けてください。 (実際の参加方法が変わった場合は一報をお願いします。)	
<input type="checkbox"/> 持参、郵送若しくは託送（入札実施日に来場しない）	
<input type="checkbox"/> 入札実施日に入札会場で入札	
<input type="checkbox"/> 郵送等により入札書を送付した上で入札会場に来場	

官側使用欄	希望者へ「入札書（白紙）」等の送付の有無
	資 格 決 定 通 知 書 の 受 領 の 有 無
	「医療関連サービス認定証」の写しの受領の有無
	郵 便 入 札 受 領 の 有 無 及 び 日 時
	委 任 状 受 領 の 有 無
	備 考

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
	MAHOSP-SVC-Z212030
病院施設清掃業務	作成平成29年1月10日
	変更令和5年1月18日
	作成部隊等名自衛隊阪神病院総務部管理課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊阪神病院において実施する病院施設清掃業務（以下、“業務”という。）について適用する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語の定義は、GLT-CG-Z000001による。

- a) 契約担当官等  
病院清掃業務の部外委託に係わる契約を統結する者及び検査官、監督官
- b) 検査官  
病院清掃業務に係わる契約履行の適否の検査を行う者をいう。
- c) 監督官  
病院清掃業務に係わる契約履行の過程における監督を行う者をいう。
- d) 請負業者  
病院清掃業務の部外委任に係わる契約を請け負う者をいう。
- e) 作業関係者  
病院清掃業務に直接及び間接的に係わるすべての者をいう。
- f) 現場代理人  
作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者（マネジメント）をいう。
- g) 作業実施責任者  
作業現場における技術的指導、官側との交渉等の責任を有する者をいう。
- h) 作業従事者  
作業実施責任者及びこの業務に直接従事する者をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用等及び関連する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

医療法

医療施行令

医療施行規則

## 2 役務に関する要求

### 2.1 所在地

兵庫県川西市久代4丁目1-50 陸上自衛隊川西駐屯地

### 2.2 概 要

病院施設の日常清掃業務及び定期清掃業務を実施する。

### 2.3 実施期間

実施期間及び作業実施予定日数については、調達要領指定書により示す。

### 2.4 対象施設（作業委託範囲）

調達要領指定書により示す。

## 3 その他の指示

### 3.1 一般事項

- a) 請負業者は、本役務が感染防止及び衛生管理上、重要な業務であることを認識し、官側と請負業者側が相互に調整し請負業者が作成した清掃標準作業書及び作業案内書に従い、誠実に業務を遂行すること。
- b) 本仕様書に記載なき事項で感染防止及び衛生管理上、請負業者が実施すべきと判断した事項は監督官と協議し、許可を得るものとする。なお、契約金額の増減は原則実施しない。
- c) 作業実施にあたり、着用する作業服及び名札は請負業者負担とする。ただし、形状、色等については、官側の承諾を得るものとする。
- d) 作業関係者の出入門、資器材の搬入、駐屯地内行動範囲等については、全て監督官の指示に従うものとし、それ以外の区域には立ち入ってはならない。
- e) 作業に必要な電気・水道水は官側負担とする。ただし、使用するコンセント及び水道口の位置は官側が指定する。
- f) 作業実施にあたり、人への危害（作業者含む）、施設等を破損した場合、この原因が本役務に関わるものと認められる場合は全て請負業者が補償・賠償の責を負うものとする。
- g) 作業実施要領等

## A 日常清掃

ア 作業委託範囲については、調達要領指定書の別紙第2図面により示す。また、細部実施要領については日常清掃作業細部内容(別紙)により示す。

イ 作業時間、作業人員及び実施日数は、次による。

(ア) 作業時間：09：00～12：00、13：00～16：00の6時間／日を基準とする。

(イ) 作業従事者：仕様書どおり実施できる人員を配置すること。

(ウ) 実施日数：調達要領指定書に示す作業実施予定日数による。

ウ 日常清掃に通常使用する清掃器具、消耗品・個人防護具（マスク・ディスポ手袋）等は請負業者が負担する。ただし、それら清掃器具及び消耗品は官側の了承を得るものとする。

エ 補充消耗品（トイレットペーパー・ペーパータオル、手指洗浄剤）は、官側が負担する。

## B 定期清掃

ア 作業委託範囲については、調達要領指定書の別紙第3図面により示す。また、細部実施要領については定期清掃作業細部内容（別紙）により示す。

イ 作業実施時期は調達要領指定書で示します。細部日程等については実施しようとする1ヶ月前に官側と調整し、日程を決定する。ただし、原則として平日は除く。

ウ 調達要求指定書に示す別紙第3図面の病室は、監督官とその都度調整して、契約期間内で全面積の清掃を完了させる。

エ 定期清掃に通常使用する清掃器具、消耗品等は請負業者が負担する。ただし、それら清掃器具及び消耗品は官側の了承を得るものとする。

### 3.2 提出書類（様式随意）

契約の相手方は、次の書類を作成し、監督官へ提出するものとする。

- a) 現場代理人届（契約後及び変更後速やかに）
- b) 現場代理人略歴書（契約後速やかに）
- c) 日常清掃作業従事者名簿（作業実施責任者明示）（契約後及び変更が判明次第速やかに）
- d) 定期清掃作業従事者名簿（作業実施責任者明示）（定期清掃実施2週間前及び変更が判明次第速やかに）
- e) 日常・定期清掃作業従事者定期健康診断結果報告書（次の感染症の抗体価の検査結果を含む：麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・B型肝炎）（契約後速やかに）
- f) 日常・定期清掃標準作業書及び作業案内書（契約後速やかに）
- g) 日常清掃作業新規従事者に対する教育内容及び教育終了証明書（作業従事開始時までに）
- h) 定期清掃作業新規従事者に対する教育内容及び教育終了証明書（定期清掃実施2週間前）
- i) 医療関連サービスマーク「院内清掃業務」の当該認定証写し（契約後速やかに）
- j) 日常清掃作業工程表（契約後及び工程変更時速やかに）
- k) 定期清掃作業工程表（作業実施2週間前までに）
- l) 日常清掃、定期清掃各作業日報又は、作業実施報告書（各作業終了後）

### 3.3 特記事項

- a) 請負業者は、作業従事者の人事管理について責任を持って実施すること。
- b) 作業従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。
- c) 現場代理人（マネージメント担当者）は週1回を基準として委託された作業が確実に実施されているか点検し、その結果を監督官に報告する。また、日時等は相互調整する。
- d) 官側は、作業従事者の健康状態や勤務態度が作業又は病院業務に支障を与えると判断した場合、請負業者に対し、調整した上で作業従事者の交代を要求できるものとする。
- e) 請負業者は、前号の理由により官側から作業従事者の交代要求があった場合、若しくは、請負業者側が交代させる場合は、事前に官側へ通知し、作業に影響のないように配慮する。
- f) 請負業者は、官側から申請があった場合、病院主催の会議に同席するものとする。

### 3.4 安全管理

請負業者は、作業条件を作業関係者に十分把握させるとともに、作業従事者に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全点検を実施するものとする。なお、作業実施によって、施設に損害を与えた場合は、全ての賠償及び補償の責任を負うものとする。

### 3.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関し疑義が生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

### 3.6 監督・検査

- a) 作業実施責任者は、本役務作業を実施するにあたり、それぞれの作業日報ごとに実施内容について監督官の点検を受ける。
- b) 監督官は、作業が不十分な場合、再作業を要求することができる。
- c) 検査官は、日常清掃については当該月分の日常清掃作業日報の提出後、定期清掃については、定期清掃作業日報の提出後に当該期間の役務完了とする。

## 4 引継ぎ

請負業者は令和6年4月1日以降本業務受託予定者から業務内容の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが令和6年3月31日までに完了するように協力しなければならない。

## 日常・定期清掃作業細部内容

## 1 日常清掃作業細部内容

## (1) 共通

- ア 清潔感のある作業着を着用し、常に清潔を保つ。身分を明記した名札を着用する。
- イ あいさつを心掛け、丁寧な言葉遣いで接する。
- ウ 各病棟等での清掃開始・終了時に各病棟勤務員へ報告をする。
- エ 清掃は基本上部から下部へ、清潔な箇所から不潔な箇所への順序を守り行う。
- オ よく手で触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上清拭する。

## (2) 病室・無菌室

- ア 科学雑巾等で埃ゴミ等を集塵し、掃除機等で除去した後、湿式で拭き掃除を実施する。その際、埃等は長時間放置しない。

- イ 必要に応じて、洗剤・剥離剤等を使用して汚れを除去し、ワックスポリッシャー掛けをする。

## (3) ホール等

- ア 純綿等の部分は、掃除機等で集塵する。それ以外の場所等は科学雑巾にて集塵し、掃除機等で埃を除去した後、湿式で拭き掃除を実施する。

- イ 純綿等に汚れや染み等が目立つ場合は、固く絞ったモップ等で拭き取る。

## (4) 階段

- エが飛散しない様に掃除機等で吸収するか、固く絞ったモップ等を使用し、汚れを除去する。

## (5) トイレ

- ア トイレ清掃は、午前と午後の2回／日を基準とする。

- イ 便器（洗浄用ノズル等含む。）、床面の汚れに合った方法で除去・除菌をし尿石の付着を防止する。更にスリップを防ぐ為、よく水分を取り除くようにモップ等で拭き取る。

- ウ 手摺、便座、ドア、窓、パーテーション等の場所は、清潔なタオル等で拭き、場合により除菌する。

## (6) 浴室・水訓練室

- ア 浴槽、床、壁、天井、ドア、椅子、窓、鏡、蛇口、トラップ及び目皿、シャワーノズル等の汚れの除去及びカビ等が発生しない様に洗浄する。

- イ 脱衣場等は、清潔なタオルで拭き、汚れが目立つ場合は、適切な処置を講ずる。

## (7) 洗面所

- 蛇口、洗面台、鏡、タイル等の清掃（水垢除去・排水口つまり防止）及び定期的に高所の壁（タイル）清掃を実施する。

## (8) 窓及び棧

- ガラス内面・外面、窓枠、棧に水又は適正洗剤を塗布し、窓拭きタオル又は窓用スクリイジーで汚れを除去する。また、高所作業における落下防止処置を必ず講ずる。

- (9) 消耗品の補充  
トイレットペーパー及びペーパータオル、トイレ備付手指洗浄剤の補充
- (10) 付帯備品等  
ア 汚れや使用目的・材質に合った方法で、汚れの除去・除菌を実施する。  
イ 付帯備品とは、手摺、窓、換気扇、網戸、洗面台、鏡、フィルター、ゴミ箱、椅子等をいう。
- (11) 感染防止対策  
ア 事前・事後の手洗いを徹底し、手指衛生を遵守すること。  
イ 手指の高頻度接触表面（ドアノブ、電灯スイッチ、手摺など）の清掃は、洗浄剤で清拭を行う。  
但し、感染症患者発生時は、官側の指示に従う。（次亜塩素酸の使用等）  
ウ 血液や体液（便など）で汚染された場所は、ディスポ手袋を着用して血液や体液を拭き取った後、  
洗浄剤、次亜塩素酸ナトリウムの順で清拭する。  
エ 飛沫感染防止のため清掃時は、サージカルマスクを着用する。  
オ 接触感染防止のため清掃時は、ディスポ手袋を装着する。また、ディスポ手袋を脱着後は手指  
衛生を行うこと。  
カ インフルエンザシーズンはインフルエンザのワクチン接種を奨励する。  
キ 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推奨する。
- (12) 清掃用具の維持管理  
ア 清掃に使用した掃除機等のゴミは定期的に除去し、濡れたもの等を吸い取った場合は、速やか  
に掃除機内の清掃を実施する。  
イ 清掃用具は、清潔を保つ様に定期的に点検・除菌を実施する。
- (13) ゴミの収集及び運搬  
ゴミの収集及び運搬は、日常清掃作業終了後、1回／日を基準とする。
- (14) MDボックスの収集及び運搬  
MDボックスの収集及び運搬時は、ディスポ手袋を着用する。当該作業により針刺し、事故が発  
生した場合は、速やかに官側に報告し、指示に従うこと。
- (15) 医療安全管理  
床の水滴等は、素早く拭き取り、掃除用具等で患者の歩行を妨げないように安全管理に留意する。

## 2 定期清掃作業細部内容

- (1) 廊下・階段・ホール等の床面の洗浄、ワックス皮膜除去（特に汚れがひどい場合は、部分的に剥離  
を実施）及びその作業により発生した塵の除去、ワックスの塗布及びそれらの作業に伴う養生作業を  
実施する。また、床材の剥がれが生起しないよう注意する。
- (2) 作業に伴う廊下等の備え付け備品等の移動は、事前に監督官と調整し、実施する。また、作業終了  
後は元の位置に復旧し、作業による汚れ及び破損の有無を点検し、監督官に報告する。
- (3) 作業工程等は患者等の移動を考慮し、請負業者が計画し、監督官と調整の上、提出する。
- (4) 作業で発生した埃塵等は、飛散しない様に掃除機等で吸収する。
- (5) ワックスは、病院で使用可能な樹脂系の物とし、事前に監督官の承諾を得てから使用する。

調達要領指定書	調達要求番号	第3RW11AG0003号
	調達要求年月日	令和 5年 1月 20日
	作成部・課	総務部 管理課
	作成年月日	令和 5年 1月 20日
品 名	川西(5)病院施設清掃業務	
仕様書番号	MAHOSP-SVC Z 212030	

## 役務の概要

### (1) 清掃要領

病院施設の日常清掃業務及び定期清掃業務を実施する。

### (2) 実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

### (3) 作業実施予定日数

別紙第1「令和5年度作業実施予定日数表」参照

### (4) 対象施設(作業委託範囲)

#### ア 日常清掃

別紙第2「作業委託範囲図面 1～3」参照

#### イ 定期清掃

別紙第3「作業委託範囲図面 4～6」参照

#### ウ 窓(内・外)及び棧の清掃

174箇所を実施(2回/年度)

### (5) 対象面積

別紙第4 「日常清掃面積表」参照

## 令和 5 年度作業実施予定日数表

月 別	予 定 日 数	備 考
4 月	2 0 日	
5 月	2 0 日	
6 月	2 2 日	
1／四半期	6 2 日	
7 月	2 0 日	
8 月	1 9 日	盆休暇：官側が指定する 3 日間
9 月	2 0 日	
2／四半期	5 9 日	
10 月	2 1 日	
11 月	2 0 日	
12 月	1 8 日	年末休暇：12/27～12/31
3／四半期	5 9 日	
1 月	1 8 日	年始休暇：1/1～1/4
2 月	1 9 日	
3 月	2 0 日	
4／四半期	5 7 日	
年 合 計	2 3 7 日	

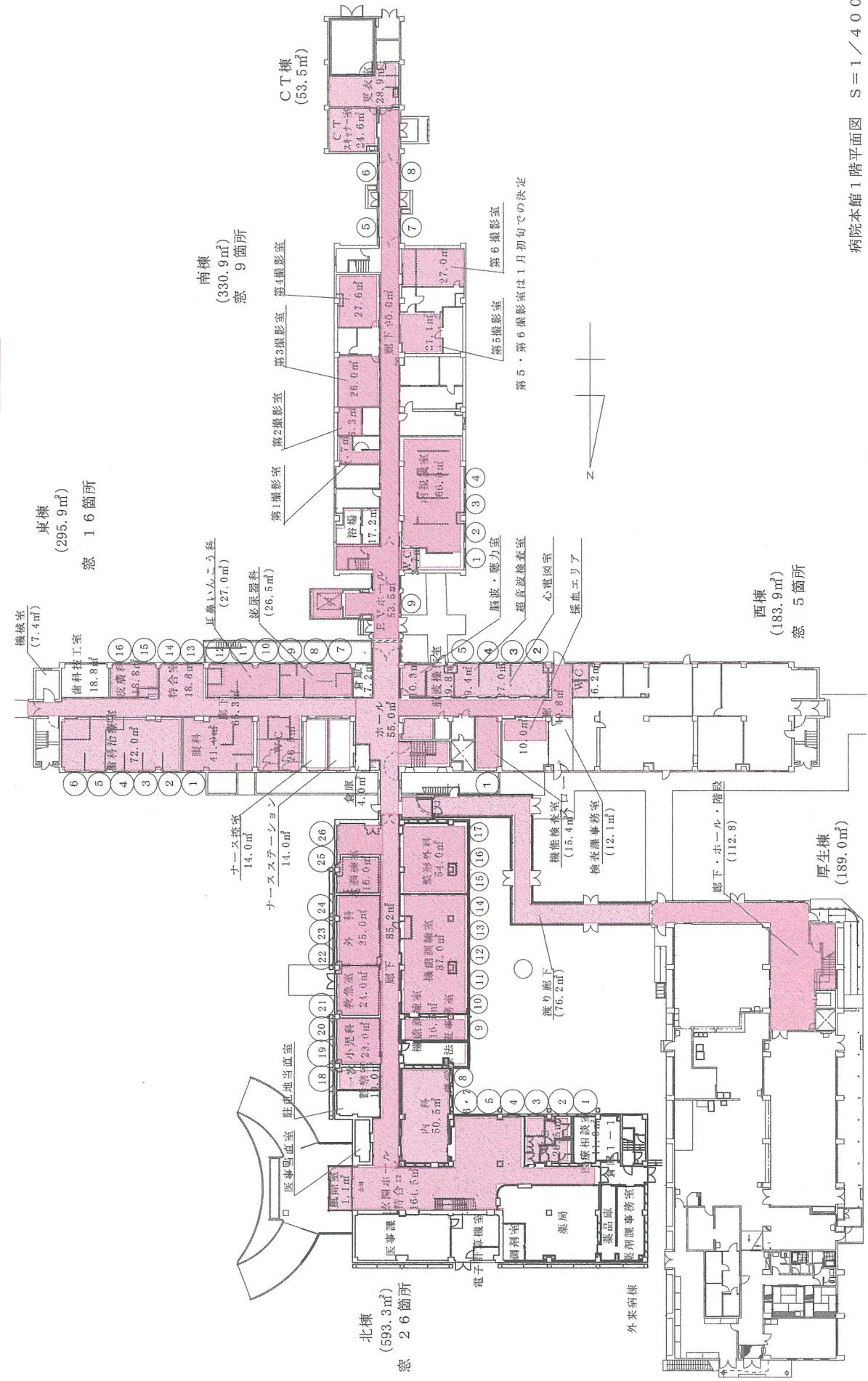
注：作業は原則行政機関の休日及び備考に記載した期間を除く日に行う

圖範圍清常階日1

1646.5m<sup>2</sup>

### ：日常清掃実施範囲

1646.5m<sup>2</sup>





3階日當清掃範圍  
東棟 (305.3m<sup>2</sup>)

東棟  
(305.3m<sup>2</sup>)  
19箇所  
窓

1 階定期清掃範圍圖

2 階定期清掃範圍図

東棟 (57.2m<sup>2</sup>) (49.0m<sup>2</sup>) 5箇所  
2 病棟

東棟

3 階定期清掃範圍圖

定期清掃実施範囲（1回/年度）

Architectural drawing showing a building section. A room is 16m wide and 5.4m high. A 4m wide entrance is shown. A hatched rectangle indicates an area of  $56.4 \text{ m}^2$ .

507  
4年  
6张

14 13  
500  
15  
12  
39 2

Architectural drawing of a room with dimensions and a shaded area. The room is 6.5 m wide and 3.0 m high. A shaded area of 1.0 m width is shown on the left side. The drawing includes a legend: 1. 1:100, 2. 1:200, 3. 1:500, and 4. 1:1000.

— S S T 28.0 m (36.0 m) 滂塙

7 病棟

外来診室(30.0m<sup>2</sup>) 8床・6床40.0m<sup>2</sup> WC・洗面室  
1床13.6m<sup>2</sup> 60

18.5 m<sup>2</sup> (38.0 m<sup>2</sup>)

2床9.0m<sup>2</sup>  
(18.0m<sup>2</sup>)

The diagram shows a trapezoidal foundation area with the following dimensions and soil layers:

- Width at the top: 4.8 m
- Width at the bottom: 6.0 m
- Length: 18.8 m
- Soil layers (from top to bottom):
  - Layer 1: 4床 (4 layers) with thickness 4.0 m
  - Layer 2: 6.0 m
  - Layer 3: 6.1 m
  - Layer 4: 6.0 m
  - Layer 5: 6.0 m
  - Layer 6: 6.0 m
  - Layer 7: 6.0 m
  - Layer 8: 6.0 m

80 60 20 6 05

764-4567

凹隙 (148.3 m<sup>2</sup>)  
( $\sigma_{\text{凹隙}} = 2$ )

卷 23 简所 (216.5m)

病院本館 3 階平面図 S = 1 / 400

## 面 積 表

## 日常清掃（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

場 所			面積 (m <sup>2</sup> )	場 所			面積 (m <sup>2</sup> )	場 所			面積 (m <sup>2</sup> )
1階	東棟 西棟 南棟 北棟 C T棟 厚生棟		295.9 183.9 330.9 593.3 53.5 189.0	2階	東棟 西棟 南棟 北棟 厚生棟		69.2 403.9 96.4 104.2 155.7	3階	東棟 西棟 南棟 北棟		305.3 402.3 130.2 18.0
小 計			1646.5				829.4				855.8
合 計											3331.7

## 定期清掃（1回/期）

場 所			面積 (m <sup>2</sup> )	場 所			面積 (m <sup>2</sup> )	場 所			面積 (m <sup>2</sup> )
1階	東棟 西棟 南棟 北棟 C T棟 厚生棟		110.6 102.0 143.5 276.2 0.0 189.0	2階	東棟 西棟 南棟 北棟 厚生棟		57.2 148.3 131.5 26.0 119.0	3階	東棟 西棟 南棟 北棟		91.8 148.3 159.7 18.0
小 計			821.3				482.0				417.8
合 計											1721.1

## 定期清掃（1回/年度）

場 所			面積 (m <sup>2</sup> )	場 所			面積 (m <sup>2</sup> )	場 所			面積 (m <sup>2</sup> )
1階	東棟 西棟 南棟 北棟	耐電ワックス範囲	185.3 10.0 3.7 66.0	2階	東棟 西棟 南棟 北棟		49.0 242.1 219.6 57.2	3階	東棟 西棟 南棟 北棟		192.8 216.5 55.5 0.0
		耐電ワックス範囲	148.5 59.0								
小 計			472.5				567.9				464.8
合 計											1505.2

## 窓（内・外）及び棟の清掃（2回/年度）

場 所		箇所数	場 所		箇所数	場 所		箇所数
1 階	東 棟 西 棟 南 棟 北 棟	16 5 9 26	2 階	東 棟 西 棟 南 棟 北 棟	21 25 20 4	3 階	東 棟 西 棟 南 棟 北 棟	19 24 5 0
小 計		56			70			48
合 計								174

※ 感染症患者状況により、病棟への立入制限が発生した場合は、代替範囲を設定し清掃を実施する。